

## 「職人詔物之事」と注文制作 狩野永徳の事例を中心として

五十嵐公一（大阪芸術大学）

板倉勝重（1545～1624）は、徳川幕府の初代京都所司代を務めた人物である。その責務を間違いなく果たすため、勝重は「板倉氏新式目」を手元に置いて参照していた。これは 60 カ条前後からなる法令集であり、「中世法の諸原則に近似し、その面影を残す部分が甚だ多い」（中田薫「板倉氏新式目に就て」）と指摘されているものである。その中に「職人詔物之事」という条目がある。

「職人詔物之事」に記されているのは、詔人が職人に詔物を注文する際の手続き、詔人と職人の間でトラブルが生じた場合の解決法である。具体的には、詔人が職人に詔物を注文する際に前払いとして渡す金額の基準。約束の期日になっても詔人が残金を支払わなかった場合にどうなるのか。職人が約束の期日までに作品を仕上げなかった場合にどうなるのか。このような内容が、「職人詔物之事」には記されている。

この「職人詔物之事」は中世の慣習法だと法制史研究では理解されているが、本発表で考えたいのは美術史研究での活用である。「職人詔物之事」の中の「詔人」「職人」「詔物」の文言は意味を狭めた場合、それぞれ「注文主」「絵師」「作品」になる。では、そのように文言を置換した「職人詔物之事」の内容は、絵画の注文制作の実態に当てはまるのだろうか。まず、このことを中世の諸記録により検証する。

次に、その結果を踏まえ、中世から近世の移行期に活躍した狩野永徳（1543～90）の画業を「職人詔物之事」と照合する。注目するのは、永徳が 20 代で描いた「洛中洛外図屏風」（米沢市上杉博物館）、40 代で描いた「織田信長像」（大徳寺）、永徳が亡くなる直前まで関わっていた東福寺法堂天井画（明治年間に焼失）の制作経緯である。永徳は「職人詔物之事」のもととなった中世の慣習法に従い作画活動をしていたはずだから、この照合から新たな発見が期待できる。

実際、次のような事実が明らかとなる。永徳筆「洛中洛外図屏風」の注文主として有力視されているのは、室町幕府 13 代将軍足利義輝（1536～65）である（黒田日出男『謎解き 洛中洛外図』）。ところが、義輝は「洛中洛外図屏風」の完成日である永禄 8 年（1565）9 月 3 日の約 3 カ月前に非業の死を遂げている。つまり、永徳は義輝が亡くなった後も「洛中洛外図屏風」の制作を継続し、作品を完成させたわけである。では、永徳は義輝側からその制作費を回収できると考えていたのだろうか。「職人詔物之事」と照合した場合、この疑問に対する説明が可能となる。

これまでの日本美術史の研究でも、注文主と絵師の関係は注目されてきた。しかし、注文主と絵師と注文主の間に交わされた契約の法的根拠、その契約から派生する金銭の流れという領域にまでは踏み込めていなかったように思う。「職人詔物之事」は、その領域に踏み込んでゆくための道具となる可能性がある。